

府省が保有する個人情報ファイル簿の事例研究

Case study of personal information file register held by Japanese ministries

本田正美[†]

[†] 関東学院大学 経済経営研究所

要旨

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである。行政機関個人情報保護法では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、その帳簿を公表しなければならない。その帳簿は、e-GOVより検索し、その存否を確認可能である。本研究は、日本の各府省が保有する個人情報ファイル簿に関する事例分析を行うものである。

1. 研究の概要

個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものである。行政機関個人情報保護法では、行政機関が個人情報ファイルを保有した場合には、一部の例外を除き、その帳簿を公表しなければならないこととされている。府省が保有する帳簿は、e-GOVより検索し、閲覧可能である。

本研究は、日本の各府省が保有する個人情報ファイル簿に関する事例分析を行うものである。

2. 研究の背景と目的

行政機関個人情報保護法第二条6項では、次のように規定されている。

行政機関個人情報保護法第二条

6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

ここに、個人情報ファイルについて定義付けがなされている。そして、行政機関個人情報保護法第十一条では、行政機関が個人情報ファイルを保有した際には、その帳簿を公表しなければならないとされている。どのような個人情報が行政機関によって取得され、それが保存されているのか、外部から確認する上では、このような帳簿の公開は必須であると言える。

この個人情報ファイルの概念については、[1]がその指し示すところを検証している。同じく個人情報ファイルの概念をめぐって、自治体における検討状況を論じたものとして[2]がある。

自治体における個人情報ファイル簿の扱いについては、[3]がそのあり方を論じている。ここで、行政機関には国の府省も含まれることに注意を向けると、府省における個人情報ファイルの扱いも研究の対象になりうるということが指摘できる。しかし、府省における個人情報ファイルの扱い、特にその帳簿の公開についての研究や検証が管見の限り十分に行われている様子はない。

そこで、本研究では、まず府省において、個人情報ファイルにつき、その帳簿の公開状況に焦点を当てる。より具体的には、府省は個人情報ファイル簿をWeb上でどの程度公開し、またどのような帳簿が存在しているのかということに焦点を当てる。研究の対象は、国の1府11省1庁であり、それら機関について事例研究を行う。

3. 研究の方法

本研究では、日本の1府11省1庁が保有する個人情報ファイルの帳簿に着目する。

府省の保有する個人情報ファイル簿は国の提供する e-GOV 上で検索を行うことで、その存否を確認することが可能である。

e-GOV は、国の各種情報提供が行われているポータルサイトである。そのうち、「個人情報保護」について情報提供を行うサービスがある(<https://personal-info.e-gov.go.jp/>)。ここにアクセスし、各府省の名称を打ち込んで検索を行うことで、府省の保有する個人情報ファイルの帳簿の情報を得ることが出来る。

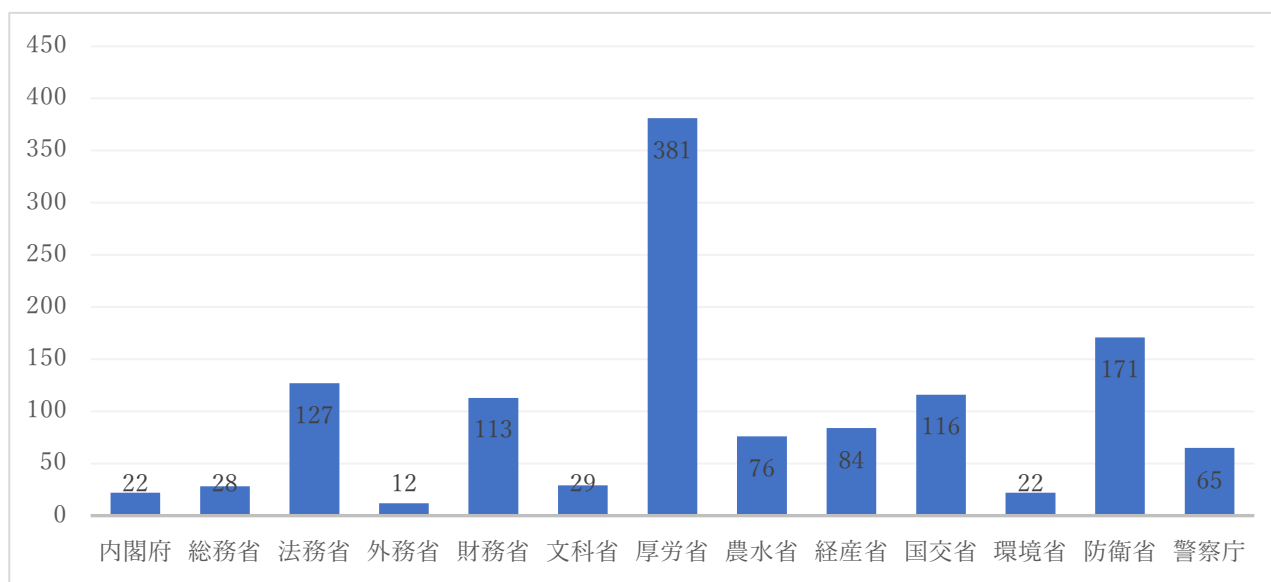
本研究では、この e-GOV のサービスを利用することで、日本の1府11省1庁が保有する個人情報ファイルの帳簿の情報を得て、それをもとに事例研究を行うこととする。

本研究は、2021年11月23日時点の情報を基にする。2021年11月24日に、e-GOV のサイト更新が予定されており、更新後には本研究の内容が妥当しない可能性があることを付言しておく。

4. 結果

まず、各府省が公開している個人情報ファイルの帳簿の数を以下に示す。

表1 府省の公開する個人情報ファイルの帳簿の数



(出所：筆者作成)

最多は381の厚生労働省で、以下に171の防衛省、127の法務省と続く。最少は12の外務省で、他にも内閣府と環境省が22と少なかった。

厚生労働省を除くと、概ね100前後の帳簿を保有している機関と20程度の帳簿を保有している機関の二極化が起きていることが見て取れた。

公開数が最多となった厚生労働省の事例を子細に見ると、医師国家試験や歯科医師国家試験などの出願者と合格者・不合格者の名簿、受験者の試験成績、試験欠席者のリストなど、国家試験に関わるファイルが多く確認された。これが100程度存在する。その他は、各種の社会保障政策分野での事務事業に必要とされるため作成された台帳や名簿が並ぶ。

防衛省は、自衛隊病院に関わる診療録やX線フィルムなど医療関係のファイルが100程度を占める。その他で数が多かったのが「横田基地夜間差止等請求事件ファイル」など訴訟関係のファイルであり、それらが20程度あった。

法務省については、厚生労働省や防衛省のように特定分野に関わり多数公開されている帳簿の存在は確認できないようである。

その他、100を超える帳簿が見出された省に関しては、例えば財務省については、航空貨物事前情報照会のような航空行政に関わる帳簿が70程度見出され、これが過半を占めた。

国土交通省も100を超える帳簿を公開しているが、それらについては、法務省と同様に、特定分野に関わり多数公開されている帳簿の存在は確認できなかった。

少数の帳簿の公開に留まる機関の中では、内閣府が叙勲に関する帳簿が10あり、公開された帳簿中の半数近くを占めているという特徴が見出された。ただ、その他の公開数が少数の省については、公開されている帳簿について何らかの傾向のようなものを見出すことが困難であった。それらの省については、総数には相違があっても、国土交通省や法務省と同様の状況を生じているものと考えられる。

5. 考察と結論

日本の1府11省1庁が保有する個人情報ファイルの帳簿について、2021年11月23日時点の現況を見ると、厚生労働省が400に迫る数を公開していることが分かった。これは国家試験に関わり個人情報を取得していることが大きく影響している。さらに、100を超える帳簿を公開している防衛省にあっても、自衛隊病院に関わり取得された個人情報に関する帳簿が多く公開されており、厚生労働省において帳簿の数が多かったことも考え合わせると、医療分野に関わり行政機関は個人情報を取得する機会が多いことが示唆される。

その他、多数の帳簿を公開していた事例として、法務省や国土交通省があるが、これらの省については、特定の分野に関して多くの帳簿を公開しているわけではなく、各事務事業において取得された個人情報につき帳簿が作成されていることがうかがわれる。それだけ、法務省や国土交通省は個人情報を取得する機会のある事務事業を所管しているということの裏返しであろう。

逆に、外務省や環境省など公開する帳簿が少ない省は、その業務において個人情報を取得する場面が限定されていることがうかがわれる。

日本の各府省と言っても、それぞれが公開する個人情報ファイル簿の数には差がある。そして、この差は、各府省の所管する事務事業の性質の差に起因するものと考えられる。

6. おわりにかえて

本研究では、日本の1府11省1庁が保有する個人情報ファイルの帳簿に着目し、その公開状況について事例分析を行った。

個人情報ファイル簿は、府省以外にも独立行政法人等が公開を行っている。これについても、e-GOVからアクセス可能であり、独立行政法人等のWebサイト上で公開されている帳簿の所在を確認できる。そこで、今後の研究課題として、それら独立行政法人等における個人情報ファイルの帳簿に関する公開状況を確認することがあげられる。また、自治体における個人情報ファイルの帳簿の公開について、その最新の状況を確認することも研究上の課題となり得るだろう。それらの作業については、後日を期したい。

参考文献

- [1] 高木浩光 “個人情報保護から個人データ保護へ—民間部門と公的部門の規定統合に向けた検討(3)”、情報法制研究、4、pp.74-100、2018
- [2] 高木浩光 “個人情報保護条例における「個人情報ファイル」概念の意義とその無整備状況の調査”、研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)、2017(2)、pp.1-6、2017
- [3] 高野祥一 “自治体における個人情報保護制度の運用と課題(9) 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿”、自治実務セミナー、(660)、pp.58-62、2017
- [4] 原田大樹 “個人情報保護法改正と地方自治”、自治総研、47(516)、pp.1-18、2021